

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 448

平成19年12月17日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 ORIX堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

人事

日本の労働生産性は依然低迷 パート増加や少ない設備投資説

各国の労働生産性を比較した社会経済生産性本部の06年版統計によると、日本は19位、先進7か国中11年連続で最下位だった。これは経済協力開発機構(OECD)加盟30か国の04年生産性ランキング。1時間当り生産性でも19位で、政府は11年度目標に生産性を2.4%(過去平均1.6%)に上げる目標を掲げた。

なぜ日本の労働生産性が低いのか。そもそも労働生産性を決める要因は様々。特に資本投入(設備投資)が大きく係わってくるという専門家は、例として95~04年の各国の情報通信技術への資本投入量を比較した。その結果、米英は約4倍、独仏は2.8倍に増えたが日本は1.9倍だった。一方パート、契約などの非正規社員の増加も影響しているとの説もある。パートは全体の約25%にも達し労働環境や労働観を大きく変えた。これはOECD加盟国で3位だ。しかし、パート比率の一番高いオランダは労働生産性では全体の10位、しかも1時間当り労働生産性は4位。この日本との落差の原因は正社員とパートとの賃金格差にあるという見方だ。

もともと労働生産性の定義は、労働力が遊ばないようになるべく多くの資本を整備すると、労働力の回転率が上昇するとされる。この定義でいけば問題は経営側の「働かせ方」と「成果配分」のあり方に帰着する。したがって労働生産性向上には労働環境の改善や整備こそ先決だろうと専門家たちは指摘している。

税務会計

電子申告特別控除、会社員もOK 税理士代理申告は電子証明書必要

来年2月から始まる確定申告で電子申告特別控除が初めての適用となる。この制度は、個人事業者などが確定申告を電子申告(e-Tax)で行う場合、所得税額から最大5000円を控除するものだが、年末調整で課税関係が終了する会社員についても、電子証明書を添付して電子申告をすれば、還付が受けられる。

会社員が確定申告する場合は医療費控除などの還付申告が多いと思われる。通常の還付申告は、その年の1月1日から5年間提出することができるが、この特別控除では申告書の提出期限が定められているので要注意だ。

具体的には、2007年分であれば、2008年1月4日から3月17日までの間、2008年分であれば2009年1月5日から3月16日までの間に電子申告した場合に限られる。この特別控除は、2007年分または2008年分の確定申告において、上記の申告期限までに自己の電子署名を添付して電子申告した納税者が対象となる。

また、今年の1月から税理士が代理で税務書類を作成し、納税者に代わって電子申告する場合は、納税者本人の電子署名は省略可能となったが、この場合には特別控除の適用はない。適用には、税理士に依頼する場合も納税者本人の電子証明書が必要になる。控除適用のためには、地方自治体から電子署名に係る電子証明書(住民基本台帳カードに格納)を取得する必要等があるので、少なくとも今年中に準備したい。

今週のキーワード

労働生産性

労働者一人当たりどれだけの付加価値を生み出したかを測る指標で、企業経営の効率性を示す尺度。指標の算出は付加価値(営業利益、人件費、減価償却費など)÷従業員数。その伸び率が平均人件費の伸び率を上回ることが理想とされる。労働生産性の国際比較は各国の国内総生産を全就業者数で割って算出し、物価調整等購買力平価でドル換算する。ランキングは、ルクセンブルグ90683ドル、アメリカ83129ドル、ノルウェー82179ドルがベスト3。日本は59651ドルで19位。